§3 正義の理論の中心理念 — 学習カバー

本日はセクション3(目安15分)

- 1. 穴埋めPDF(§3)のキーワードを確認(7語)。
- 2. 鍵ページに入力して解錠。
- 3. クイズを開いて回答。

鍵ページ

• URL: https://aketn.github.io/rawls3/sec3.html

QRコード (鍵ページURL)



§ 3. 正義の理論の中心理念

第3節では、本書で取りざたされるいくつかの用語を定義していく。そのあかつきには、ロールズの正義論の中心理念が明らかになる。ここで登場するいくつかの用語でも特に重要なのは、次の9つである。

- 5 5 (justice as fairness) (reflection) 5 6 5 7 (original position) 5 8 (moral person) 5 9 (the first principles) 6 0 (choice) (rationality) 6 1 6 2 6 3 6 4 6 5
- *** 本節の中心は、 66 と 67 の関係づけである。
 原初状態では 68 のもと、諸個人は 69 に基づいて原理を選ぶ。
 70 は、 71 にアクセスするための階梯として提示される。

3.1 公正としての正義の定義と、契約論との関係

社会契約の理論を一般化して生み出す正義の構想のもと、その構想が正義の諸原理を解釈するとき、この諸原理の内実が公正さをもつという事態から、ここで前提された構想は「公正としての正義」と呼ばれる 60 。ロールズは本書の達成目標を「社会契約というよくしられた理論を一般化しかつ抽象度を一段と高めた、正義の構想のひとつを提出することに向けられている 61 と述べる。ここでロールズは「自分自身の利益を増進しようと努めている自由で合理的な諸個人が平等な初期状態において(中略)受託すると考えられる原理 62)を自身の論証に置く。それゆえ、「正義の諸

⁶⁰⁾ 契約説は自然法と相容れない、という考え方がある。神学上の議論によれば、カトリックやそれ以外の立場によって意見の詳細が異なっており、自然法を神が留保しているとする立場がそのひとつにはある。「公正さ」という用語が契約説に限定されるものであるならば、ロールズは自然法の概念を議論の主軸に置くよりかは、むしろ外様のそれとして扱う可能性が高い。なお、神学上の議論に関しては、「恩寵」という用語も各自で参照されたい。

⁶¹⁾ 本書, p. 16

⁶²⁾ 本書, p. 16

原理をこのように考える理路を<公正としての正義>と呼ぶ $\rfloor^{63)}$ とロールズは述べている。その意味で、公正としての正義は<構想>のひとつに数えられる。ちなみに、正義の諸原理が公正さの内実をもつという事態は、その過程に合理的な熟考・反照(reflection)が平等な自由のもと行われることを前提としている $^{64)}$ 。

3.2 自然状態に対応する、正義論の概念――原初状態――

ロールズはここから<原初状態>という、本書の議論上で有効活用していく道具的な想定を設定する。そこで、ロールズは同時に道徳的人格(moral person)の定義を<原初状態>の想定に沿わせて進める。こうして、ロールズが本書で想定する人間像もここで定義される。ロールズによれば、「<公正としての正義>において、伝統的な社会契約説における<自然状態>に対応するものが、平等な<原初状態>(original position)である $\mathbf{J}^{(65)}$ 。ならびに、この原初状態は「ひとつの正義の構想にたどり着くべく特徴づけられた、純粋に仮説的な状況だと了解されている $\mathbf{J}^{(66)}$ 。ロールズはこの内実を「<無知のヴェール>(veil of ignorance)に覆われた $\mathbf{J}^{(67)}$ 状態での選択である、と表現する。この無知のヴェールは、原初状態において、選択者が自分自身の社会的地位や性格、能力などの情報を持たないことを意味する。ロールズはおの無知のヴェールに覆われた状態こそが、正義の原理を選択するための公正な条件を提供すると考える $\mathbf{S}^{(8)}$ 。

それゆえ、ロールズは道徳的人格を合理的な存在者として定義し(図 11)、無知のヴェールを尤もらしい想定へと近づける。すなわち、「ここで道徳的人格というのは、自分自身の諸目的を有しかつ(さらなる想定として)正義の感覚を発揮できる合理的な存在者のことである」⁶⁹⁾。そうであるかぎりは、人びとによる諸原理の選択は原初状態の想定のもと、公正なのである。

⁶³⁾ 本書, p. 16

⁶⁴⁾と言い切りたいところだけれども、いまいち断言ができない。まずロールズは合理的な熟考・反照(reflection)が各人で行われるのと同様に、どのようなことがらが正義や不正義に相当するのかをきめなければならない、と言っているにすぎず、原義通りに熟考・反照せよとは必ずしも述べていない。つぎに、合理的(rational)な熟考・反照となると、理性(reason)を背景に持つ正義・不正義の取り決めと直に結びつけるのが難しい。ここで、ある程度の解決策として、「どのようなことがらが正義や不正義に相当するのか」という言葉のニュアンスを改めて確認しておきたい。本書を読み進めていくにあたって、なにかについて正義や不正義に「相当する」と判定できるようになるためには、まずもって正義とは何なのかを決定しておかなければならないというのは各方面から確認できる。すると、ロールズがここで持たせているニュアンスの要点は、先に正義は決めておいて、その判定基準をもとに種々のことがらが正義に相当するか決めましょうよ、という提案として理解できる。理性と合理性との対比において、こうした既存の正義への判定・勘定は合理性が得意とするところであるというのは、本書で読み取ることができる。もしそうであるなら、合理的な熟考・反照と同様にどのようなことがらが正義や不正義に相当するのかを決めることは、たんに既存の正義構想での判定・勘定であると、このように解するのも不可能ではない。この講義ノートでは以上の理解に基づいて、ロールズが述べる公正さの整理をすすめる。

⁶⁵⁾ 本書, p. 18

⁶⁶⁾ 本書, p. 18

⁶⁷⁾ 本書, p. 18

⁶⁸⁾ これこそが、ロールズが思考実験を導入したと言われるゆえんである。このトピックには多くの批判が飛び交っており、後続の研究者によって各々の立場を表明する場合に利用されることがしばしばある。ロールズの無知のヴェールの想定は、研究史上のモニュメントとして捉えておきたい。

⁶⁹⁾ 本書, p. 18

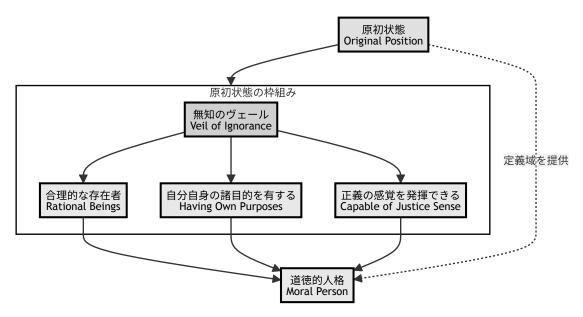


図 11 道徳的人格の系譜

3.3 公正としての正義が想定する<選択>が導く原理

ポイント

- 原初状態で選択された正義の構想に基づいて、人びとは基本法や立法機関などの社会 制度を段階的に選択し、これらの選択は初期状態で合意された正義の諸原理と完全に 合致する形で行われる。
- この一連の選択過程は「約定」として表現され、制約条件を組み込んだ初期状態での承認を経て一般的に受け入れられることで、正義の諸原理を公共的に受託するための基礎となる。

ここまで想定してきた原初状態と道徳的人格の定義に基づいて、ロールズは公正としての正義が想定する選択は、第一原理群(the first principles)にアクセスする。ロールズはこの第一原理群の選択を次のように具体化している。ロールズによれば、「正義のひとつの構想が選ばれた後には、人びとは初期状態で合意された正義の諸原理と完全に合致するかたちで、基本法(constitution)を選択肢さらに諸種の法を制定する立法機関やその他を選択することになる、と想定しうる \int_0^{70} 。さらに、ロールズはこうした選択がなされる想定をまた別の表現で示しており、それは「約定」と呼ばれる。この約定とは、選択によって決まる社会制度、これに関与する人びとの視点として表現されたものである。したがって次のようにロールズによって示される。「諸原理の選択に関する制約条件(それらは広く受け入れられており理に適っている)を組み込んでいる初期状態において承認されると考えられる約定 \int_0^{71} 、これである。ところで、この約定は「一般的に承認される \int_0^{72})段階を踏む、こうロールズは考える。すると、約定の一般的な承認をもって、「それに対応する正義の諸原理を公共的に受託するための基礎となる \int_0^{73} 。以上をもって、人びとが公共的に正義の諸原理を受託するまでが、公正としての正義のもとで<選択>が成す業だと整理しておきたい \int_0^{74} 。

⁷⁰⁾ 本書, p. 19)

⁷¹⁾ 本書, p. 20

⁷²⁾ 本書, p. 20

⁷³⁾ 本書, p. 20

⁷⁴⁾ 本段落が参照している pp. 19-20 の議論は、公正としての正義が想定する複数の前提が折り重なるようにして論証が繰り広げられている。こうした箇所では、講義ノートによる用語の整理、ロールズ本人の理路の確認をとっておかないと、議論に置いてけぼりにされてしまうほどに読解難度が高い。この講義ノートでは、できるだけロールズの理路を追えるように、一部の表現を削る形で明晰さを保つようにしている。これから正義論を読み進めていくにあたって、同様に読解難度が高い箇所が幾つか散見されると思われる。とはいえ、そうしたときには講義ノートだけを読むのではなく、積極的に『正義論』のテキストを目で追っていく作業が必要である。というのも、ロールズがそうした難しいところで何を言おうとしているのか、あるいは何を前提としているのかを、まだわからないまでもそのわからなさに策を練ろうとする努力が読者に求められているからである。そもそも、本書は日本語訳で750頁を越える大著になっているため、講義ノートのみでは拾い切れないロールズのニュアンスが大半を占める。講義ノートによって無理やりにでも明晰にしたロールズの理路は、ある意味でその場限りでは役に立つが、そこから応用していくのが難しい――部分的に接合され、島状になったいくつかのジグソーバズルのピースを完成までに持っていくのは、センスのあるプレイヤーが絵の全体の構図を見てとって初めて可能になる――。『正義論』の読解を終えるのは、講義ノートのなせる業ではない。むしろ、その業は読者自身が本書の全体像を見てとることにある。読解を終えるその最後の一手はどこにあるのかは、こ

3.4 初期状態のモデル

ロールズが次に示す公正としての正義の特徴は、その社会の当事者たちが有する合理性にある。まず、ロールズが手始めに示すのは、その当事者の特徴である。ロールズによれば、初期状態における契約当事者たちは「合理的でかつ相互に利害関心を持たない(rational and mutually disinterested)」 75)。そこで、合理性の概念は「可能な限り狭く——所与の目的を達成するために最も効率的な手段をとることという、経済理論の標準的な意味で——解釈されなければならない」 76 とロールズは述べる。この合理性の規定は、「初期状態は広く受け入れられている諸条件によって特徴づけられねばならない」 77)とロールズが企んでいるためになされている 78)。

公正としての正義の下で行われる選択の具体的な話をつづけるロールズは、自信が想定する人間像からして、効用原理は選択されないだろうと述べる。そのうえで、効用原理とは異なる2つの原理を選択することになるとロールズは述べる。なお、効用原理の定義から否定までの詳しい内容は、本書21頁を各自で参照されたい。

3.5 初期状態の人びとがとる二つの原理 — 平等な自由の原理と、公正な機会均 等の原理・格差原理 —

それでは、ロールズの言う異なる2つの原理、第一原理と第二原理を見ていこう。

その第一原理は、基本的な権利と義務を平等に割り当てることを要求する。第二原理は、社会的・経済的な不平等(たとえば富や職務権限の不平等)が正義にかなうのは、それらの不平等が結果として全員の便益(そして、とりわけ社会でもっとも不遇な〔=相対的利益の取り分が最も少ない〕人びとの便益)を補正する場合に限られる、と主張する。(中略)すべての人びとの暮らしよさ(well-being)は協働の枠組み(これがなければ誰も満足行く人生を送ることができない)のあり方に左右されるものであるから、相対的利益の分け方は参加者全員(良好でない生活状態の人びとを含んだ)の心からの協働を引き出すようなものでなければならない、と。

ロールズがこの時点でここまではっきりと述べられるのは、ロールズ自身がすでに本書を思考実験的な環境に置いているからである。ロールズ自身の言葉で言えば、「自然本性的な〔才能や資産の〕賦存の偶然性や社会情況による偶発性を政治的・経済的な相対的利益を追求する上での取り引き材料に使わせないようにする、正義の構想を探ろうと私たちがいったん決心するならば、こうした二原理にたどり着くことになる」79)と、このようになる80)。人びとの格差をすべて外してい

の講義ノートでは示すことはできない。

⁷⁵⁾ 本書, p. 20

⁷⁶⁾ 本書, p. 20

⁷⁷⁾ 本書, p. 20

⁷⁸⁾ 普通に考えれば、初期状態という最も大事な想定の1つであろうものが、倫理的な問題によって批判の対象になってしまうのは避けたいというロールズの意図が背景にあるのだろう。しかし、ロールズのこの初期状態という想定は、倫理学にて批判の的になっている。例えば、J.ハーバーマスの『討議倫理』はこのトピックを扱っている。

⁷⁹⁾ 本書, p. 22

⁸⁰⁾ のちほどロールズが再構成するように (cf. p. 84, 337)、第一原理は「平等な自由の原理」と呼び、第二原理を「公

る⁸¹⁾ 初期状態において、ロールズはこのような二原理を選択する(図 12)。なお、諸原理の選択に宛てられる解釈と論証は別々にして考えらえるとのことを、ロールズは補足している⁸²⁾ 。詳しくは本書 23 頁から 24 頁までを各自で参照されたい。

正な機会均等の原理|と「格差原理」の2つに分けることができる。

81) これは思考能力や運動神経といった各人にそれぞれ異なった形で備わっている能力の格差も含まれるかもしれない。その限りで、ロールズが想定する原初状態では各人の能力はすべて同じであるとされる。ただし、この考察が本書の読解になんらかの意味をもたらすかは以下の理由で不明である。

第一に、思考能力の違いが無知のヴェールのもとでどのような選択の歪みをもたらし、それが公正としての正義に反する結果を導くのかが具体的に示されていない。ロールズは社会的地位や財産などの外的条件を隠すことの意義は明確にしているが、生来の能力差を平準化することの必要性については十分な論証を提供していない。

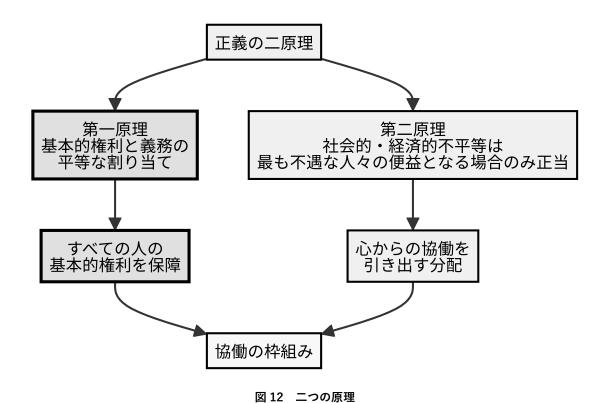
第二に、能力の平等化によって初めて見えてくる正義の問題があるのか、それとも我々が現実に直面している格差の問題で十分なのかが判然としない。むしろ、能力差を完全に捨象してしまうことで、現実の社会が直面している能力に基づく不平等の問題を正義論から排除してしまう危険性すらある。

第三に、コミュニケーション能力や判断能力まで平準化された状態では、そもそも合理的な選択や熟慮といった概念 自体が空虚になりかねない。ロールズが重視する「道徳的人格」としての判断能力や正義感覚といった概念と、完全な 能力の平等化という想定との間には論理的な緊張関係が存在する可能性がある。

以上の理由から、この能力格差の無効化という解釈が正義論にとって本質的・妥当なものか、より慎重な検討が必要である。

- 82) 例えば、格差の有無に加えて、資本主義の解釈を論点に含めるとしたら、マルクス経済学の視点を取り入れること ができる。マルクスの『資本論』が明らかにするところによれば、資本主義的生産が確立する以前には「原始的蓄積」 という歴史的過程が存在した。この過程は「一方に生産手段を集中的に所有する資本家と、他方に労働力以外になにも のをももたない無産労働者とを、社会的規模でまったくあらたに創造する過程 | (世界大百科事典) にほかならない。 重要なのは、この分離が自然発生的なものではなく、「なんらかの仕方で(ときには暴力的に)生産者と生産手段(主 として土地)との共同体的結合関係を断ちきる歴史的過程」(同上)であったという点である。マルクスは、このよう な経済的格差の起源について、従来の政治経済学が説く物語を厳しく批判している。すなわち、「昔々、勤勉で賢明で、 なかんずく質素な一握りのエリートと、なまけもので、自分の財産やそれ以上のものを放蕩に費やす無頼漢という、二 つの種類の人間がいた」という説明に対し、マルクスは「このような原始的蓄積は、政治経済学において、神学におけ る原罪とほぼ同じ役割を果たしている」(Capital Volume One)と揶揄する。現実の歴史において、この分離は「征服、 奴隷化、強奪、殺人、要するに暴力が大きな役割を演じた」(同上)のであり、決して個人の道徳的資質や努力の差によ るものではなかった。特にイギリスでは、「領主、商人、上層自営農民たちが、牧羊経営のために従来の共同地を暴力 的かつ投機的に囲い込み、多数の農民を農村から追放した」(世界大百科事典)エンクロージャーという具体的な歴史 的事件によって、「土地を追われた大量の農民は無産大衆」(同上)となったのである。この歴史的考察は、ロールズの 原初状態における格差の無効化という想定に新たな視点を提供する(かもしれない)。なぜなら、現実の社会的・経済 的格差の多くは、個人の能力や努力の差に帰因するのではなく、歴史的な「収奪の歴史」(マルクスの表現では「血に 染まり火と燃える文字で人類の年代記に書きこまれた」)の産物だからである。したがって、ロールズが無知のヴェー ルのもとで格差を無効化するという思考実験は、こうした歴史的不正義を捨象することで、より公正な分配原理を導出 しようとする試みとして理解することができるかもしれない。
 - "原始的蓄積", 世界大百科事典, JapanKnowledge, https://japanknowledge.com, (参照 2025-07-02)
 - " 剰余価値", 日本大百科全書(ニッポニカ), JapanKnowledge, https://japanknowledge.com , (参照 2025-07-02)
 - " 剰余価値", 世界大百科事典, JapanKnowledge, https://japanknowledge.com, (参照 2025-07-02)

Marx, K. (1999). Capital Volume One: Part VIII: Primitive Accumulation, Chapter Twenty-Six: The Secret of Primitive Accumulation. (S. Baird, Trans.; Zodiac, Transcriber). Marxists Internet Archive. https://www.marxists.org/archive/marx/works/1867-c1/ch26.htm (Original work published 1867)



3.6 契約理論はいかにしてロールズの理論に組み込まれたか

ロールズは、3 節の最後で<契約>という用語の有用性を述べる。契約理論という大きな枠組みから取り出した<契約>83)が、ロールズ自身の論証に各方面で役立つのである。複数性 (plurality)、公示性 (publicity)、恭順 (=敬虔, natural piety) の3つを併せ持つのが<契約>という語である。

ただし、公正としての正義は契約理論(という思想類型)より限定された意味での契約を論じる。その意味で、公正としての正義は契約理論の一例であり、かつ、限定したトピックである。したがって、公正としての正義があらゆる道徳的な関係のなかからスコープを用いて理論を限定するとき、そのスコープの外にあったものが問題として浮上してきたら、「公正としての正義の結論をどの程度まで修正せねばならなくなるか」⁸⁴⁾は説明不足ゆえに答えがだせないのである。

(山本大地)

⁸³⁾ ちなみに、契約理論(Contract Theory)と、神との契約理論(Covenant Theory)は異なる。前者(Contract)は多元的社会(pluralistic society)においても、普遍的に受け入れ可能な正義の原理を導き出せる可能性を持つ。ロック・ルソーといった啓蒙思想に造詣がふかい。後者(Covenant)は、特定の宗教的背景を持つ社会においてのみ有効な正義の原理を導き出す可能性がある。カルヴァン、ピューリタン神学者に見られる。歴史的にはアブラハム契約やシナイ契約に遡ることができる(はずである)。

⁸⁴⁾ 本書, p. 25

- 35 諸国民の法
- 36 国民性
- 37 国際的な視点
- 38 閉鎖系
- 39 社会の基礎構造
- 40 理にかなった構想
- 41 閉鎖系
- 42 開放系
- 43 社会の基礎構造
- 44 厳格な遵守理論
- 4 5 strict compliance theory
- 46 部分的遵守理論
- 4 7 partial compliance theory
- 48 厳格な遵守理論
- 49 部分的遵守理論
- 50 厳格な遵守理論
- 51 正義
- 52 正義
- 53 厳格な遵守理論
- 54 正義の二原理
- 55 公正としての正義
- 56 反照
- 57 原初状態
- 58 道徳的人格
- 59 第一原理群
- 60 選択
- 61 合理性
- 62 合理性
- 63 道理性
- 64 概念
- 65 構想
- 66 合理性
- 67 道理性
- 68 無知のヴェール
- 69 合理性
- 70 原初状態
- 71 第一原理群